

佐賀県告示第 122 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり開設者の名称を変更した旨の届出があった。

平成 30 年 3 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

事業所名称	開設者名称	主たる事務所の所在地	事業所所在地	変更年月日
虹の薬局	旧 有限会社佐賀保健企画 代表取締役 福田博美	佐賀市神野東四丁目 9 - 21	佐賀市神野東四丁目 9 - 21	平成 29 年 7 月 1 日
	新 有限会社佐賀保健企画 代表取締役 中嶋宏樹			
虹の薬局多久店	旧 有限会社佐賀保健企画 代表取締役 福田博美	"	多久市東多久町大字別府 3245 - 23	"
	新 有限会社佐賀保健企画 代表取締役 中嶋宏樹			
佐賀県看護協会訪問看護ステーション	旧 公益社団法人佐賀県看護協会 三根 哲子	佐賀市久保田町徳万 1997 - 1	佐賀市緑小路 6 番 10 号	平成 29 年 6 月 24 日

新	公益社団法人佐賀県看護協会 内田 素子			
---	------------------------	--	--	--